



がん検診を受けましょう

がん検診は、集団検診と個別検診で受けることができ、個別検診として医療機関では、胃内視鏡・子宮・乳がん検診を受けることができます。7月より胃内視鏡検診も開始していますので、お早めに受診してください。

医療機関でがん検診を受ける場合は、クーポン券（黄色）が必要です。受診の際は忘れずにご持参ください。詳しくは、湯浅町ホームページをご確認ください。



熱中症を予防しましょう

熱中症は、体の中の水分や塩分の減少等により、体内の熱を外に出せずに熱がこもって体に様々な変調をきたす症状をいいます。



予防方法

こまめに水分をとり、エアコンや扇風機を利用して、暑さを避ける行動をとりましょう。

症状

【軽症～中等度】 めまい 立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、こむら返り、頭痛、嘔吐、倦怠感、集中力低下

【重症】 意識がない、けいれん、高い体温、まっすぐ歩けない

主な応急処置

- 涼しい場所へ避難し、服を緩め体を冷やす
 - スポーツドリンクや経口補水液等の水分を補給する
- ※応急処置をしても症状が改善されない、自力で水が飲めない場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

詳しくは、湯浅町ホームページをご確認ください。



特別児童扶養手当のご案内

問 福祉課 福祉係 ⑪番窓口 Tel 64-1120

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に政令で定める程度以上の障がいをもつ児童を監護する父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方に支給される手当です。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは受給できません。

- ① 受給者（申請者）や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき

手当額（月額）児童一人につき

1級：56,800円 2級：37,830円

※手当の支給要件を確認するために、毎年「所得状況届」の提出が必要となります。対象の方には通知していますので、期日までに提出をお願いします。

児童扶養手当のご案内

問 健康推進課 保健子ども係
⑧⑨番窓口 Tel 65-3008

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方に支給される手当です。

受給者の所得や受給資格などを確認するために、毎年「現況届」の提出が必要となります。現在児童扶養手当を受けている方は、必ず提出してください。届出がない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなる可能性があります。なお、対象の方には通知します。

■届出期間 8月1日（金）～8月29日（金）

令和7年度の支給額・制度の詳細については、湯浅町ホームページをご確認ください。

